

第1章 基本的事項

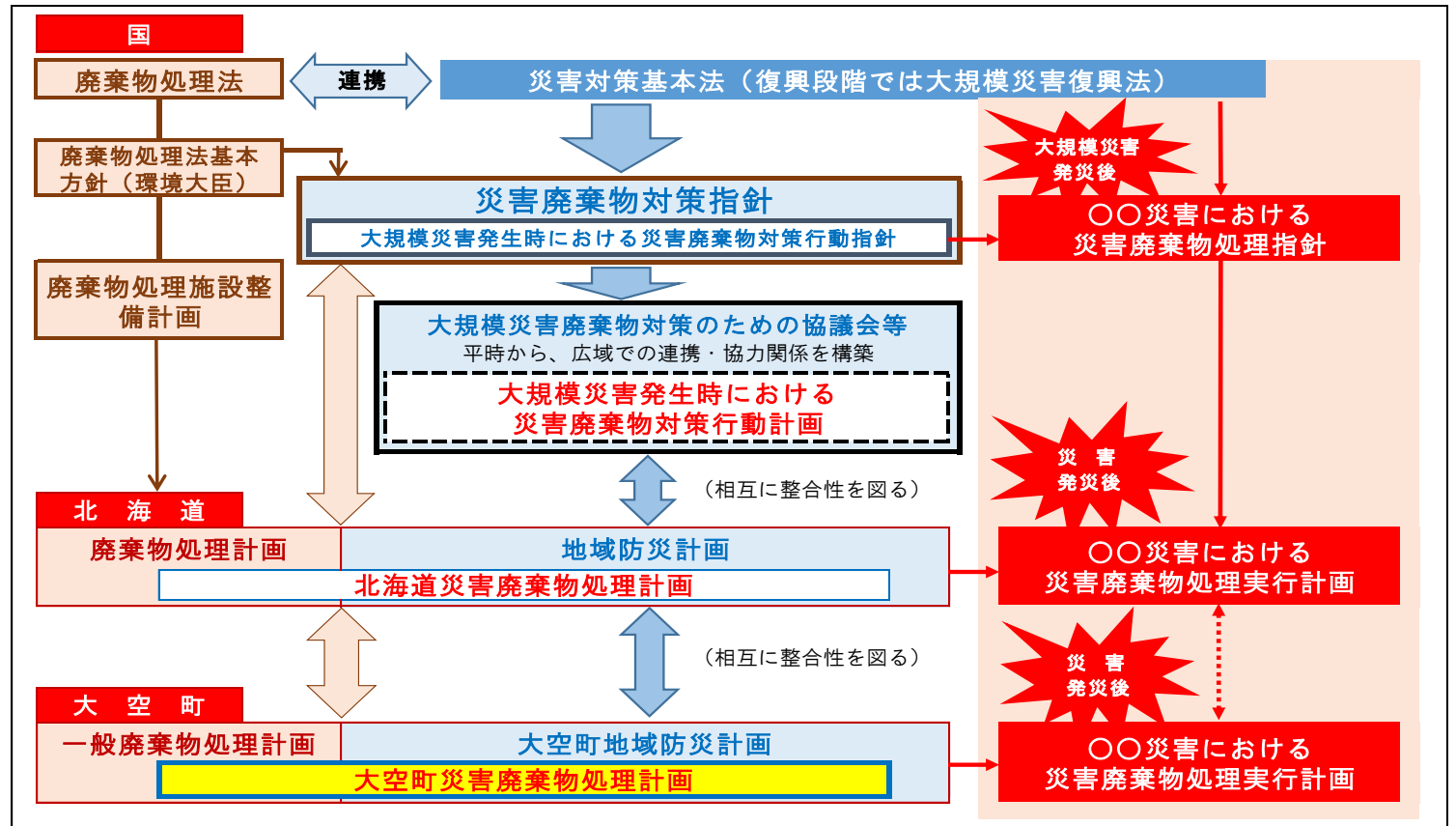
○計画策定の目的

発災後の廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすること、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することを目的とする。

○計画の位置付け

本計画は、環境省の災害廃棄物対策指針に基づき策定するもので、大空町防災計画と整合性をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するための、基本的な手順・考え方を示す。

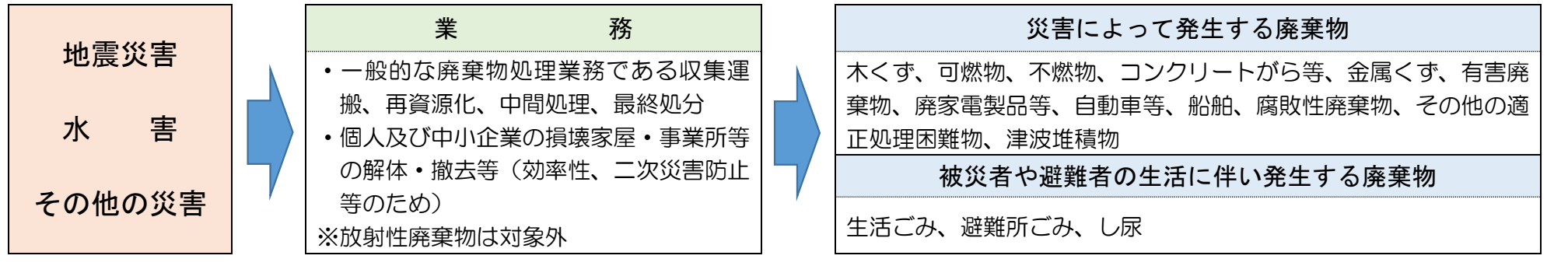
右の図に災害時の廃棄物対策に係る各計画及び指針等と本計画の関係を示す。



○災害廃棄物が発生した際の処理の基本的な考え方

- ・災害廃棄物は被災地の公衆衛生の保持と迅速な復旧・復興を進めるため、安全性・経済性に配慮しながら、可能な限り速やかな処理を行う。
- ・災害廃棄物の処理にあたって、可能な限り分別し、再利用に努める。
- ・災害時においても災害廃棄物の処理にあたっては、周辺環境に配慮して処理を行う。
- ・必要に応じて、他市町村、道、国、民間事業者等に支援を要請する。

○対象とする災害・災害廃棄物



想定する災害 網走沖地震（震度6強：道計画においてエリア別で設定されている地震で、被害が最も大きくなることが想定されている地震）

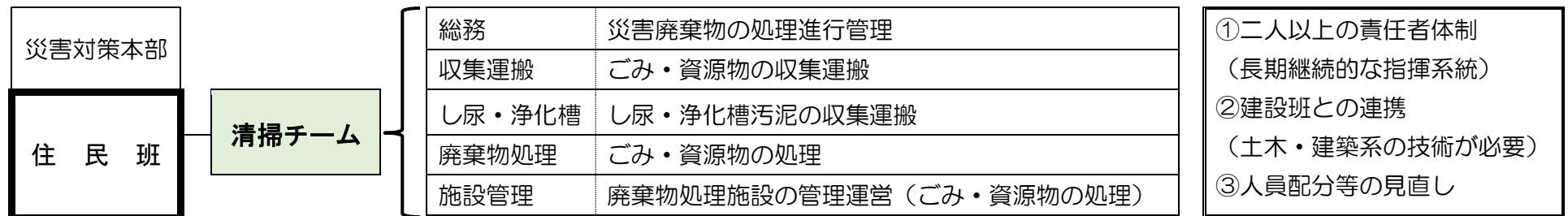
町の役割 ・平時から、ごみの減量化の啓発を行う。 ・発災時の対応・役割の明確化を行う。	町民の役割 ・平時から、ごみの減量化に努める。 ・発災時は、町の指示に従い廃棄物を排出する。	事業者の役割 ・平時から、ごみの減量化に努める。 ・発災時は、町の指示に従い廃棄物を排出する。 ・町からの協力要請に協力する。
--	---	---

第2章 組織体制

災害廃棄物担当組織

災害に関する清掃及び廃棄物処理に関することは、大空町災害対策本部では、「住民班」に分担が割り当てられている。

人員が不足する場合などは、庁内の支援要請を検討するほか、災害規模、被災状況等により、道や国への支援を要請する。



情報収集・共有

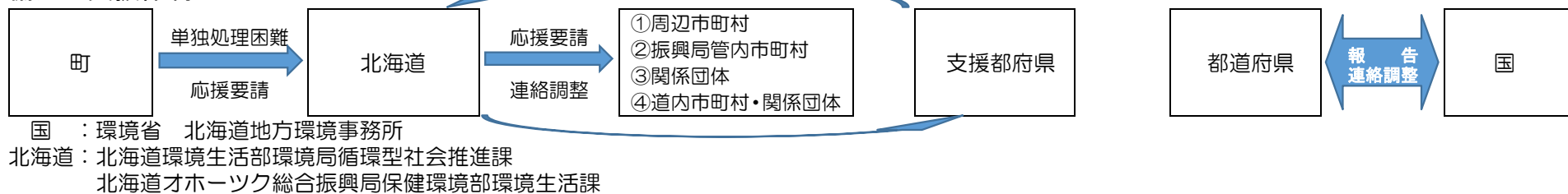
関係機関と連携しながら情報の一元化。必要な情報の提供・共有を行う。

項目	内容
被災状況	ライフラインの被害状況、避難箇所と避難者数及び仮設トイレの必要数、一般廃棄物等処理施設の被害状況、災害廃棄物の発生場所及び種類別発生量、有害廃棄物の発生状況
収集運搬体制に関する情報	道路情報、収集運搬車両の状況
発生量を推計するための情報	全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数、水害等の浸水範囲（床上、床下戸数）

連絡手段の確保

災害発生後、道等の外部組織との連絡手段を確保し、清掃チーム総務担当に連絡窓口を設置。所管施設、被災現場で情報収集する職員等との連絡手段を確保する。（連絡手段の例：北海道総合行政情報ネットワーク、町防災行政無線、公衆通信設備、無線、携帯電話、車両等）

協力・支援体制



ボランティアとの連携

- ①ニーズの把握を行い支援先に派遣
- ②持参できない物資・装備の準備
- ③活動報告を受ける
- ④安全面・衛生面及び感染症への対策に留意

第3章 災害廃棄物処理

一般廃棄物の処理

原則、災害時においても、避難所ごみを含む生活ごみ、し尿は、平時と同様に処理を行う。ただし、被災の状況によっては、随時処理方法を見直す必要がある。

燃やすごみ	資源物	燃やせないごみ	生ごみ	し尿
一般廃棄物焼却処理施設 処理能力：6t/18h	リサイクルセンター 処理能力：1.8t/5h	一般廃棄物最終処分場 R1.8.6 埋立可能量 10,763 m ³	津別町堆肥製造施設 処理能力：20,000t/年	二見ヶ岡クリーンセンター 処理能力：20kl/日

災害廃棄物発生量の推計

1 災害によって発生する廃棄物量

可燃物 (可燃物・木くず)	不燃物 (不燃物・コンクリートがら・金属)	津波堆積物	合計
2,100t	6,800t	6,600t	15,500t

※避難者数は、平成28年度地震被害想定調査結果報告書（北海道）、人口は、令和2年3月末現在の数値を用いて推計。

人口 7,067人、避難者数（推計）1,074人

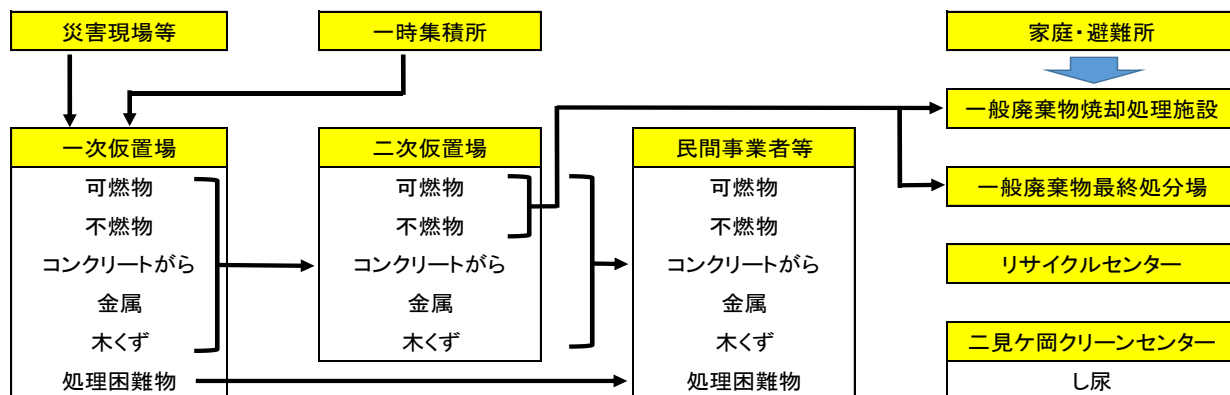
3 し尿収集必要量（1日当たり）

	仮設トイレ		非水洗化区域等	合計
	避難所	上水道被害による断水		
人数	1,074人	2,323人	460人	3,857人
し尿収集必要量	1,826L	3,949L	782L	6,557L

2 避難所ごみ・家庭ごみ発生量（1日当たり）

可燃物		不燃物		合計
3,088kg		2,630kg		5,718kg
燃やすごみ	1,355kg	燃やせないごみ	2,241kg	
生ごみ	645kg	資源物（金属・ガラス等）	361kg	
資源物（紙・プラスチック類等）1,088kg		粗大ごみ		28kg
内訳①（避難所）				
470kg		399kg		869kg
燃やすごみ	206kg	燃やせないごみ	341kg	
生ごみ	98kg	資源物（金属・ガラス等）	54kg	
資源物（紙・プラスチック類等）166kg		粗大ごみ		4kg
内訳②（その他家庭）				
2,618kg		2,231kg		4,849kg
燃やすごみ	1,149kg	燃やせないごみ	1,900kg	
生ごみ	547kg	資源物（金属・ガラス等）	307kg	
資源物（紙・プラスチック類等）922kg		粗大ごみ		24kg

処理フロー・スケジュール



廃棄物処理への影響

ライフライン被災、インフラ被災、処理施設被災、避難所設置

①初動期	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発災</div> <div style="font-size: 2em; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3年</div> </div>
②応急対応期（前半）	
③応急対応期（後半）	
④復旧・復興期（避難所生活終了・仮置場から廃棄物撤去完了まで）	

避難所における仮設トイレ等の設置

1 必要基数の目安

仮設トイレ必要人数 (人)	し尿収集必要量 (L/日)	仮設トイレ必要基数(基)			※78人/基：災害廃棄物対策指針(環境省)による。 ※50人/基・20人/基は：避難所におけるトイレの確保・ 管理ガイドライン(内閣府(防災担当))による。 ※1基当たりの平均容量を400Lと仮定。
		78人/基	50人/基 (発災当初)	20人/基 (長期化想定)	
3,397	5,775	44	68	170	

2 仮設トイレ等の種類

①携帯トイレ ②簡易トイレ ③仮設トイレ ④マンホールトイレ ⑤その他のトイレ(自己処理型トイレ、車載トイレ、便槽貯留等)

3 仮設トイレ等の設置・管理にあたり配慮すべき事項

避難所の状況・避難人員等から、次の事項を参考に配慮し設置及び管理を行う。

①安全性 ②衛生・快適性 ③女性・子供 ④高齢者・障がい者 ⑤外国人 ⑥その他(幼児用補助便座 等)

災害廃棄物の収集運搬

1 一般廃棄物収集運搬業許可車両の状況(令和2年3月31日現在)

	台数	最大積載量
委託業者	6台	20t
許可業者(町内)	61台	377t

収集運搬車両
人員確保

廃棄物処理施設
の被災状況
確認

交通状況・運搬
ルート計画作
成

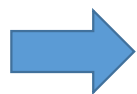
仮置場の設置

1 必要面積(一次仮置場)

災害廃棄物発生量(t)	仮置場必要面積(m ²) 一定の割合で処理が進む	仮置場必要面積(m ²) 最大必要面積	○積み上げ高さ 5m、作業スペース 0.8~1.0として推計 ○廃棄物の種類・性状により適宜見直し。 ○設置後、速やかな周知
15,500	4,632	6,973	

2 仮置場分類

- ①一時集積所
②一次仮置場
③二次仮置場



選定のポイント

- 仮設住宅、避難所からの必要距離確保(重機の往来、仮設廃棄物処理施設設置の可能性)
○複数年にわたり他の用途に使えない可能性
○土壌汚染の可能性(田畑・水資源等への影響)

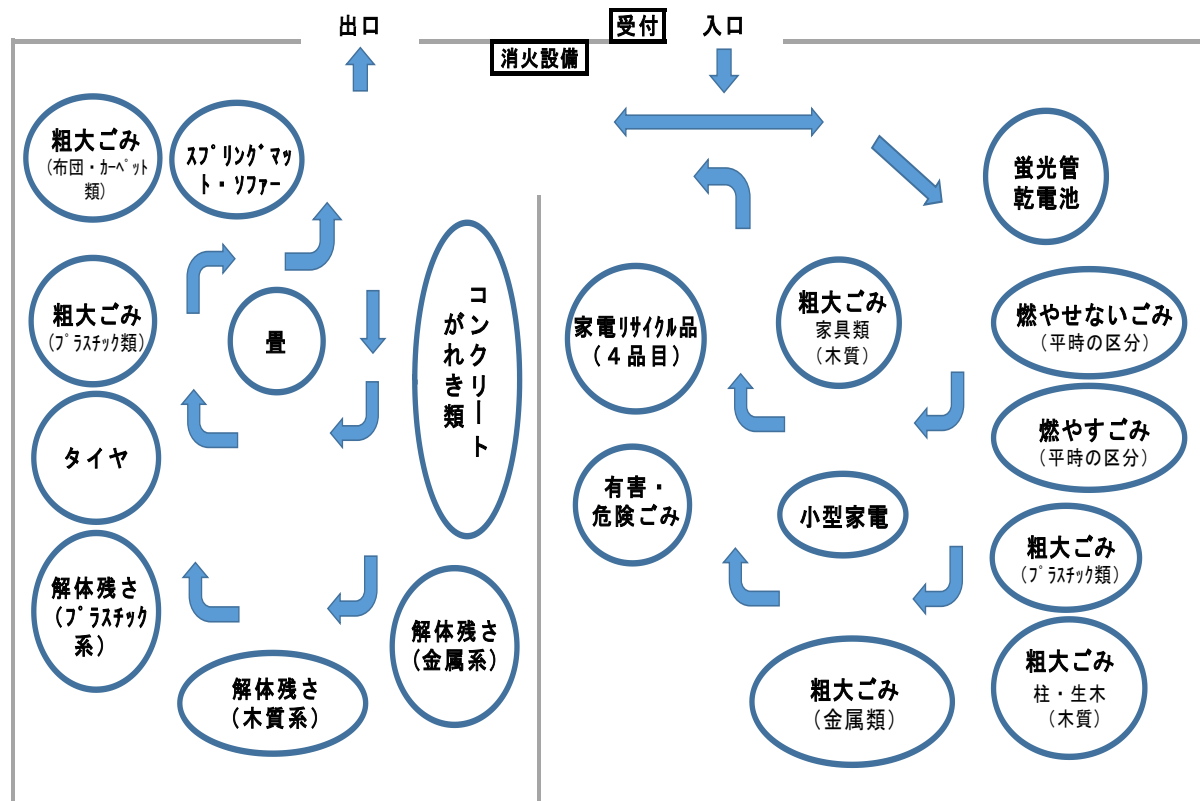
仮置場の運営

様々な廃棄物が混在し、大量に発生するため、安全を確保しながらの管理・運営を行う。

人員の確保	災害廃棄物の分別	搬入量・搬出量の把握	早期の搬出と整理・整頓	野焼きの禁止、便乗ごみ・不法投棄の禁止	仮置場の安全管理
-------	----------	------------	-------------	---------------------	----------

ポイント
 ○不法投棄、野焼き等、不正処理の防止のため、速やかな運営開始が必要 ○災害廃棄物処理の適正処理（速やかな処理開始、減容化）
 ○処理・処分費用の抑制 ○仮置場の早期撤去 ○国庫補助金申請のための必要な記録 ○作業員の衛生・安全管理

<レイアウト例>



小規模な一時集積所・一次仮置場、種類を特定した場合は、簡素化したレイアウトとする。

(参考)
 環境省による災害廃棄物の分別例

- ①可燃系混合物
- ②不燃系混合物
- ③木質系混合物（草木類）
- ④コンクリート系混合物
- ⑤金属系混合物
- ⑥廃家電
- ⑦廃自動車等
- ⑧処理困難物（布団類）
- ⑨処理困難物（廃畳等）
- ⑩危険物・有害物等（消火器）
- ⑪危険物・有害物等（灯油）
- ⑫危険物・有害物等（ガスボンベ）

想定される仮置場候補地（甚大な被災に備え、以下の仮置場候補地の外、随時候補地を設定する。）

一次仮置場 (一時集積所)	大空町女満別中央 254 番 1、281 番 1、281 番 5（リサイクルセンター用地） 大空町東藻琴末広 628 番 1、628 番 46（網走交通株式会社貸付地、東藻琴スキー場（しらかば台スキー場）用地）	一時集積所	各町民会館用地
------------------	--	-------	---------

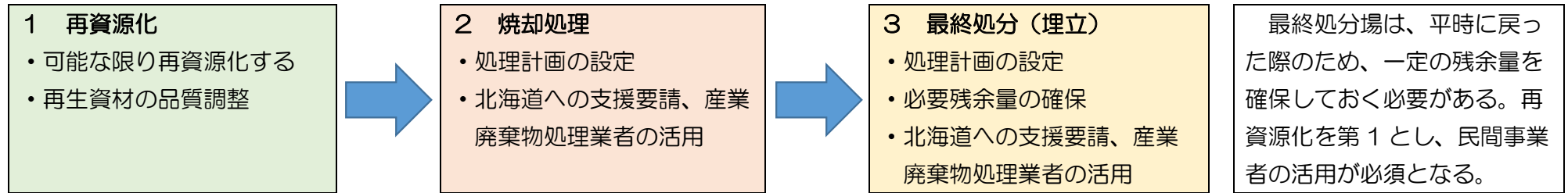
環境対策と環境モニタリング

廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止や、その周辺における地域住民への生活環境への影響を防止するため、環境モニタリングを実施する。次の影響項目について対策を講じる

大 気 質	騒音・振動	土 壤 等	臭 気	水 質
粉じん、石綿、有害ガス、可燃ガス	撤去・解体作業、搬出入車両の騒音・振動	周辺土壌への有害物質等の漏出	災害廃棄物からの悪臭	汚染物質の降雨等による公共水域への流出

- ①モニタリング地点の選定
- ②環境省が示す分析方法等を参考に実施
- ③管理・運営方法の見直し

災害廃棄物処理



第4章 住民への啓発・広報

平時の町民等への啓発

適切な分別・処理は、減量化の大きな効果が期待できる。平時から啓発を行う。

発災後の普及啓発・広報等

メール配信、広報車、避難所への掲示板の設置等を用い、迅速かつ適正な情報の発信に努める。

- ①収集方法 ②持ち込みが出来る集積所 ③仮置場候補地 ④不適正処理の禁止（便乗ごみ、不法投棄、野焼き等）

ポイント ①情報の一元化 ②適正な時期の情報発信（情報発信のロードマップ） ③被災者全員に伝わるよう配慮